

「議会議員の定数及び任期の取扱い」について

合併時に音羽町及び御津町の議会議員は身分を失い、合併後、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項及び同条第3項の規定に基づき、新市の議会議員の定数を35人とし、音羽町の区域を選挙区とする増員選挙（定数2）及び御津町の区域を選挙区とする増員選挙（定数3）を実施するものとする。